見守り新鮮情報

弁護士法人名で**示談書**が届いた。ファイル共有ソフトを利用して**違法に**ダウンロードや**アップロード**し、**著作権を侵害**したとして、1作品なら30万円、複数なら70万円の**示談金**で和解するとの内容だった。

以前、**プロバイダ事業者**から発信者情報の開示について問い合わせる**書面が届いていた**が、覚えがなく放っておいた。私が以前使用していたパソコンは家族共用で子どもも使用していた。示談金を支払わなければならないか。

（60歳代）



知らないうちに著作権侵害？ファイル共有ソフトにご注意

- インターネット上で不特定多数の人とファイルのやり取りを可能にするファイル共有ソフトを通じて動画等のファイルをダウンロードすると、知らないうちに同時にそのファイルをアップロードしていることがあります。ファイル共有ソフトの仕組みやリスクを理解せずに利用することはやめましょう。

ひとこと助言



- 著作権者等に無断で著作物をアップロードすると、本人にその認識がなくても、著作権侵害にあたり、損害賠償を請求されたり刑事罰の対象となったりするおそれがあります。
- プロバイダ事業者からの「発信者情報開示に係る意見照会書」などが届いた場合は、覚えがなくても放置せず対応しましょう。
- 複数人で端末を共用している場合は、使用ルールを決め、家族や子どもに使用させるアカウントにはユーザー権限を設定し、勝手にソフトウェアをインストールされないよう設定を見直しましょう。
- 不安な場合は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第555号（2026年10月29日）発行：独立行政法人国民生活センター

豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談：０６－６８５８－５０７０